

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第106号
事故等種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成25年6月16日（日） 01時58分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{とうげ} 峠島南東方沖 広島県 ^{えたじま} 江田島市所在の屋形石灯標から真方位313° 1,750m 付近 （概位 北緯34° 18.5′ 東経132° 27.9′）
事故等調査の経過	平成25年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{たなか} 田中丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	270-39110広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷、プロペラに欠損 かき筏 竹材に折損等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、いか釣りの釣り場を移動するために航行中、平成25年6月16日01時58分ごろ、峠島南東方沖に設置されていたかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突し、本件かき筏に乗り揚げた。 本船は、自力航行ができなくなり、付近を航行していた漁船に引き降ろされた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期、潮高 約318cm
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、峠島南東方沖を航行中、本件かき筏と衝突したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、峠島南東方沖を航行中、本件かき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。